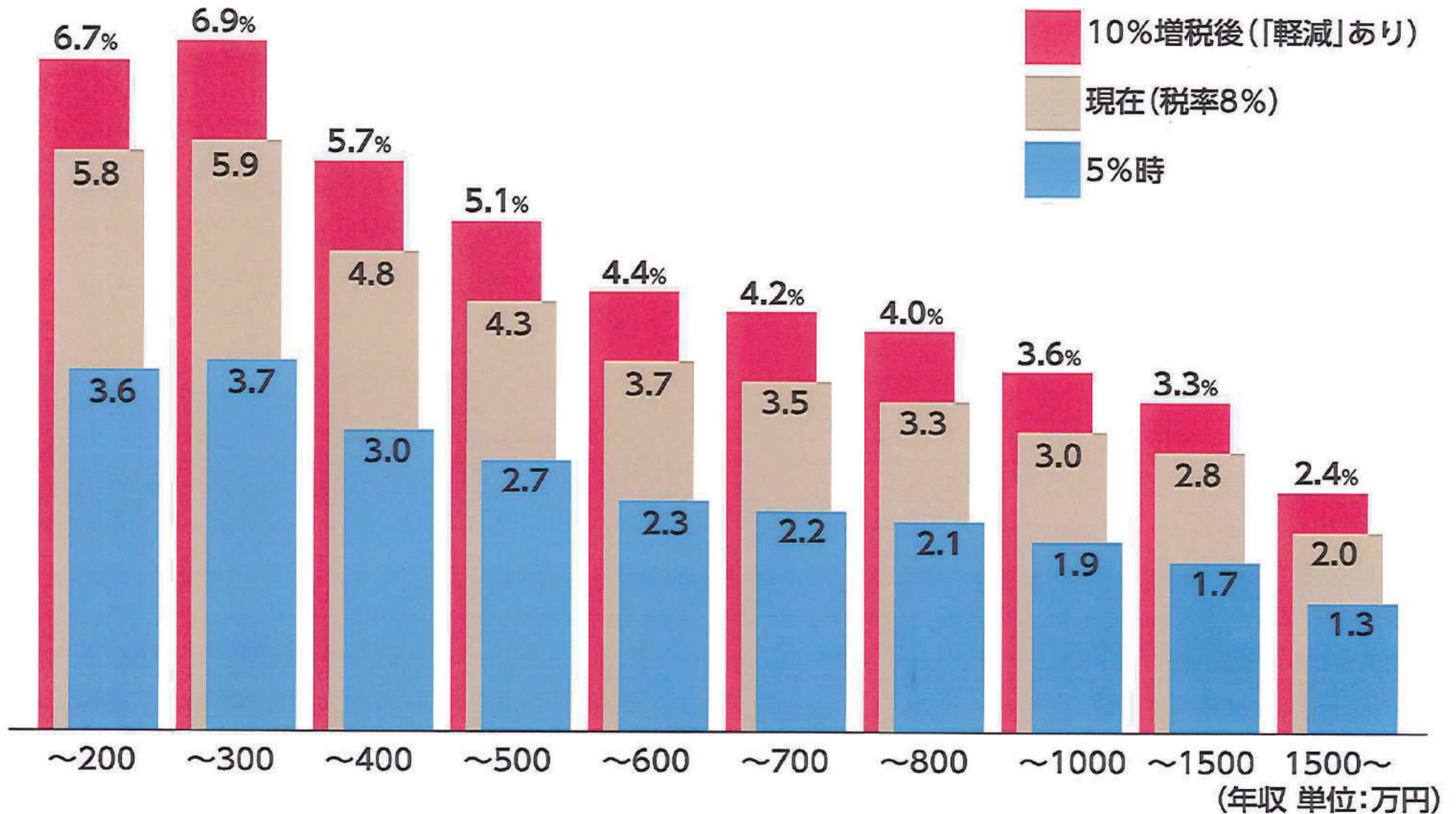
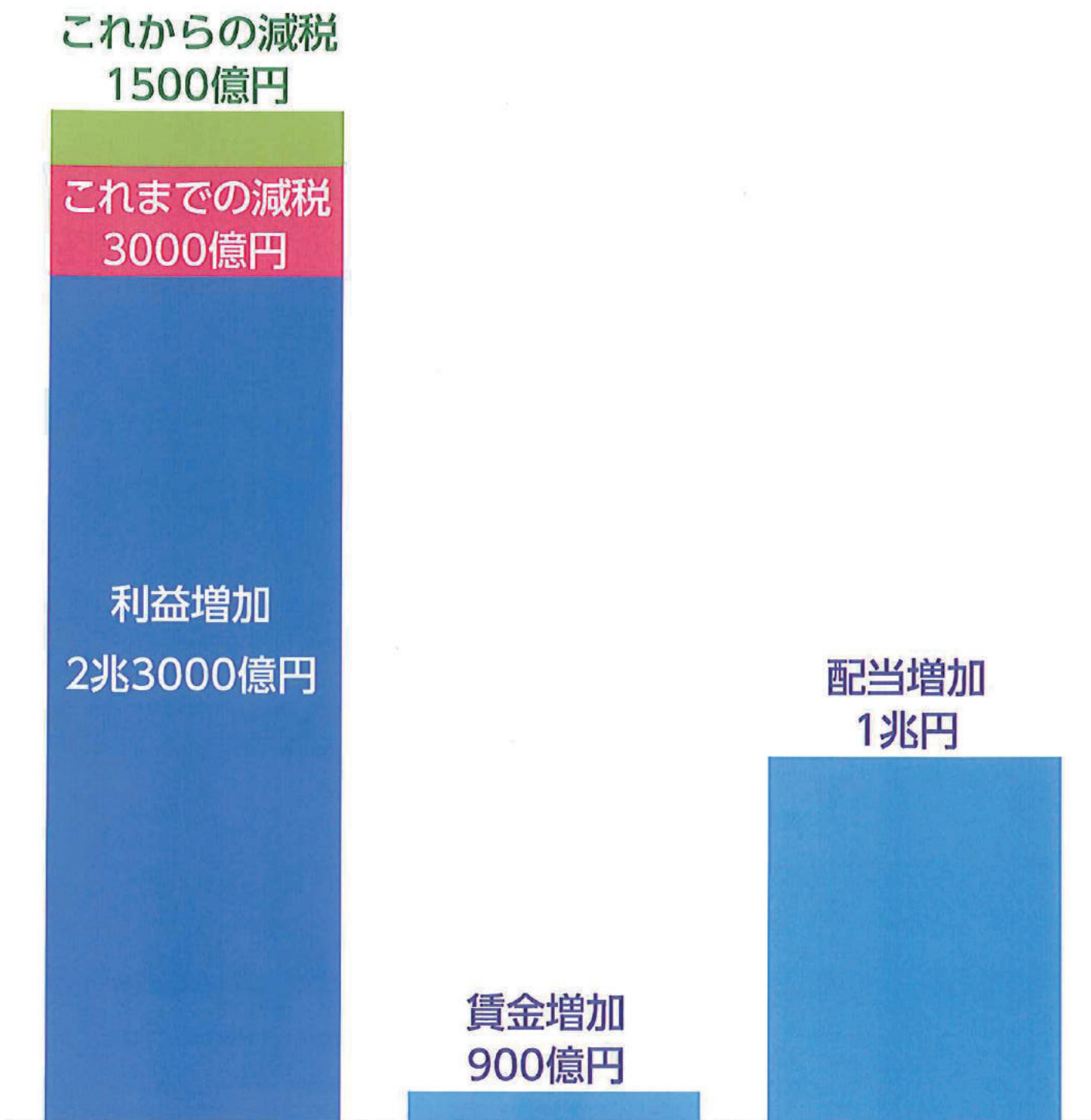


年収別の消費税負担率(年収に占める割合 %)



安倍内閣のもとで実施された企業減税の 減税額上位10社の実態



利益(税引前利益)、賃金(正規従業員数×平均年収)、配当は、いずれも2012年度と2014年度との差額。集計対象は、減税額上位10社
(ただし、2012年度に有価証券報告書を提出していない「ゆうちょ銀行」を対象から除外した)
2012年度および2014年度有価証券報告書を基に小池晃事務所作成

2016年1月18日 参議院予算委員会 日本共産党 小池晃

安倍内閣のもとで実施された企業減税の減税額上位10社の実態(パネルのデータ)

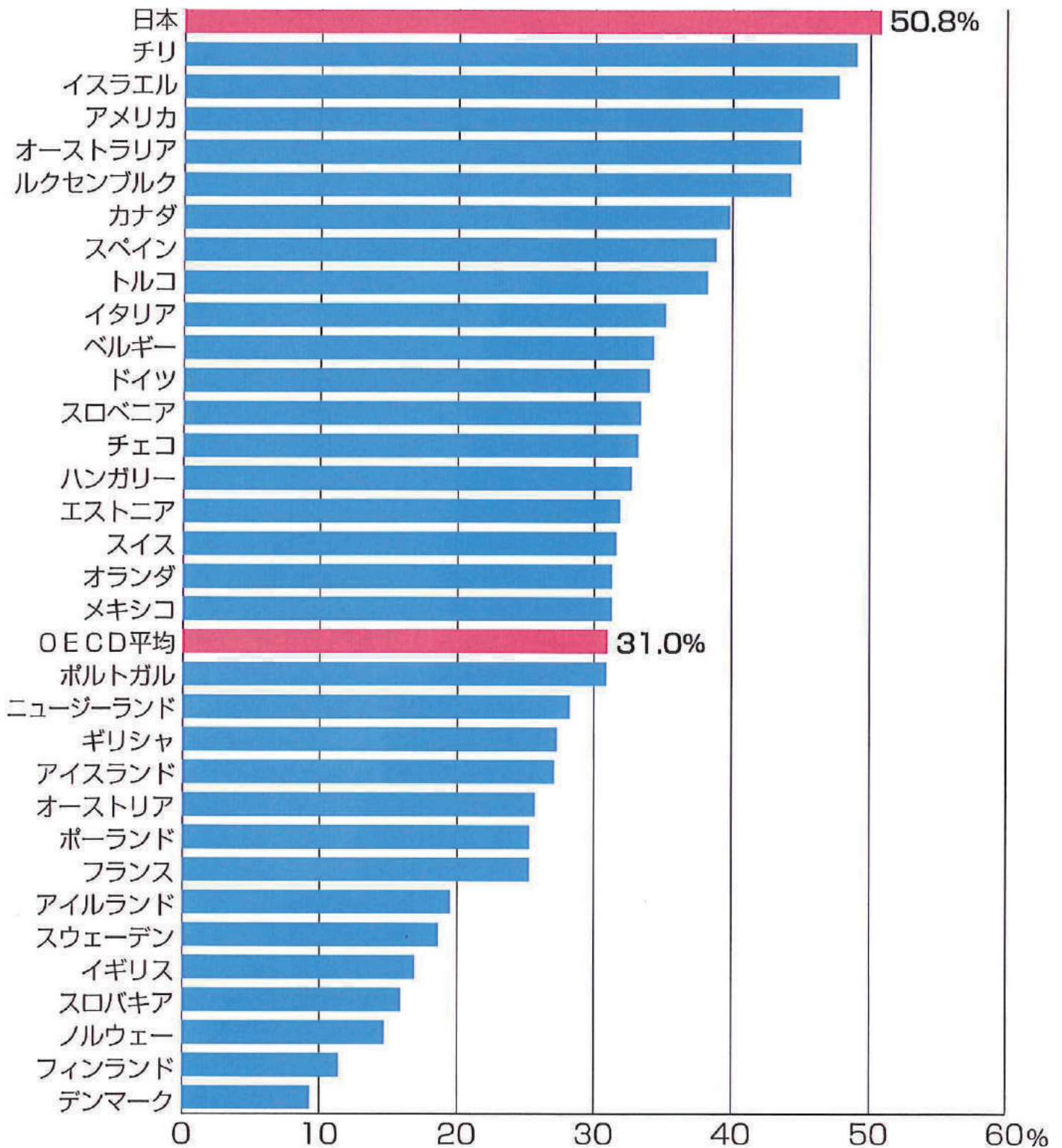
順位	企業名	2014年度単体 税引前利益	税引前利益増 減額(12→14)	安倍内閣のもとでの減税額(推計)			貸金増減 (12→14)	配当増減 (12→14)
				13～15年度	16年度以降	計		
1	トヨタ自動車	21,251	12,689	▲ 805	▲ 388	▲ 1,193	690	3,463
2	三菱東京UFJ銀行	8,603	▲ 172	▲ 425	▲ 202	▲ 627	▲ 134	2,460
3	NTTドコモ	5,758	▲ 1,194	▲ 322	▲ 154	▲ 476	▲ 268	60
4	三井住友銀行	9,476	2,822	▲ 318	▲ 149	▲ 467	520	3,168
5	KDDI	6,221	2,496	▲ 302	▲ 142	▲ 444	23	762
6	みずほ銀行	6,680	1,471	▲ 296	▲ 138	▲ 434	47	▲ 266
7	国際石油開発帝石	2,469	▲ 5	▲ 222	▲ 106	▲ 328	19	7
8	JR東海	3,978	960	▲ 176	▲ 80	▲ 256	19	30
9	富士重工業	3,138	2,414	▲ 155	▲ 73	▲ 229	106	414
10	第一生命保険	2,723	1,992	▲ 177	▲ 33	▲ 209	▲ 133	175
上記10社合計		70,298	23,473	▲ 3,197	▲ 1,466	▲ 4,663	890	10,272

単位:億円

<試算の方法>

- 13～15年度の減税額は、①復興特別法人税の廃止、②法人税率引下げ(25.5%→23.9%)、③法人事業税所得割税率引下げ(7.2%→6.0%)、④同・付加価値割税率引上げ(0.48%→0.72%)、⑤同・資本割税率引上げ(0.2%→0.3%)—の影響を、2014年度データに適用して推計。
- 16年度以降の減税額は、①法人税率引下げ(23.9%→23.2%)、②法人事業税所得割税率引下げ(6.0%→3.6%)、③同・付加価値割税率引上げ(0.72%→1.20%)、④同・資本割税率引上げ(0.3%→0.5%)—の影響を、2014年度データに適用して推計。
- 貸金は有価証券報告書の従業員数と平均年収のデータから計算。
- 集計対象は推計減税額の上位10社。ただし、12年度に有価証券報告書を提出していない「ゆうちょ銀行」を除外して集計した。
- 3大メガバンクの配当増減額は、各銀行から親企業である持株会社への配当額について計算している。
(なお、親会社から株主への配当の増加額は、三菱696億円、三井282億円、みずほ393億円である)

子どもがいる世帯のうち 大人が1人の場合の相対的貧困率(2010年)



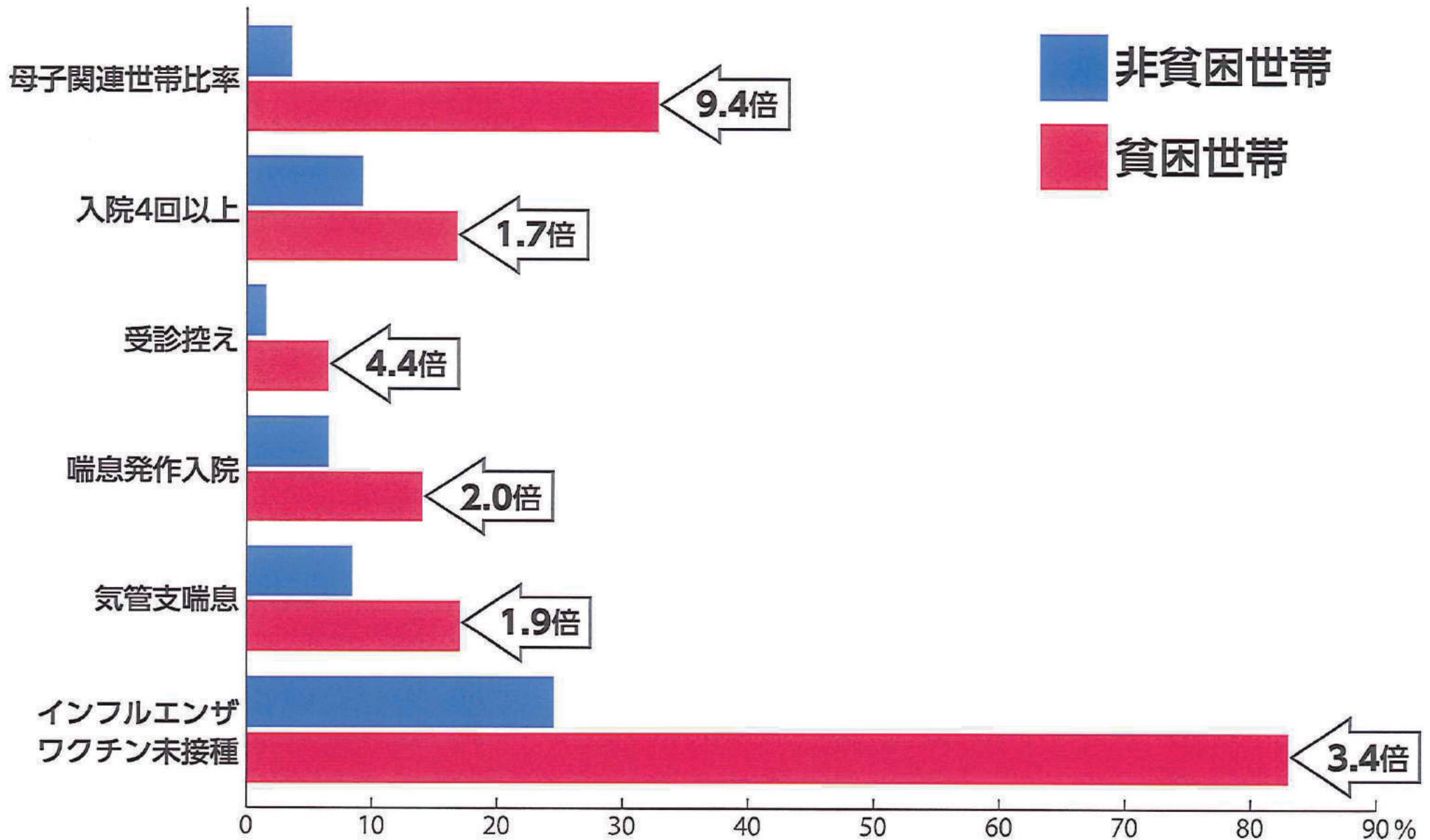
注)日本、アイルランド、スイス、トルコ、ニュージーランド、ハンガリーは2009年、チリは2011年の数値。韓国はデータなし。

OECD, 'CO2.2:Child poverty', OECD Family database, 2014.1

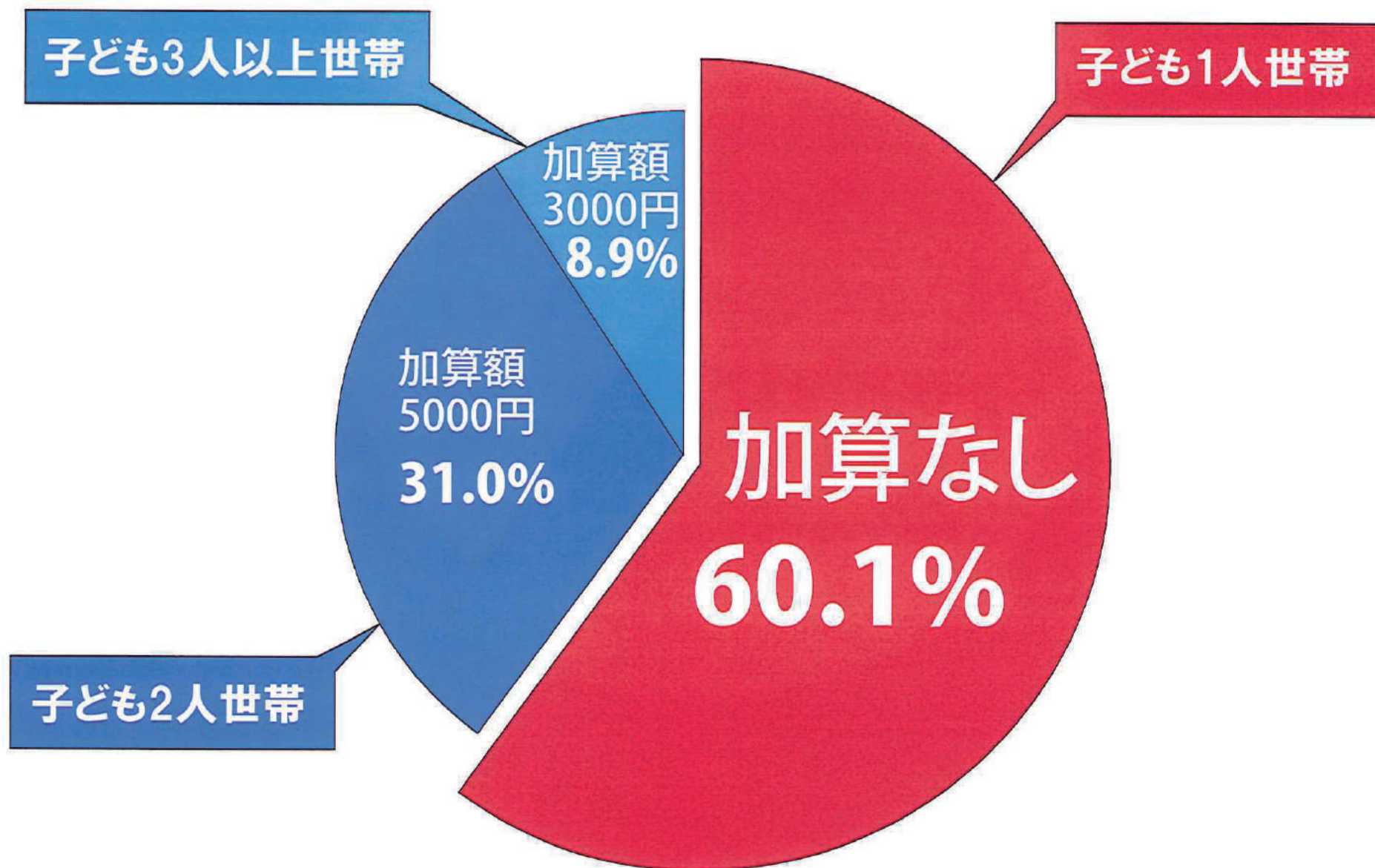
<<http://www.oecd.org/social/family/database.html>>より小池晃事務所作成

2016年1月18日 参議院予算委員会 日本共産党 小池晃

貧困、非貧困世帯での健康状態の比較



児童扶養手当「加算」の対象



(※)各世帯の数は2014年度、厚生労働省「福祉行政報告例」より小池晃事務所作成

ひとり親家庭に対する生活扶助の削減 (2012年度⇒2015年度)

母と子1人 ▲ 月4,580円 (-3.1%)
(30歳代) (4歳) 月14万9,620円 ⇒ 月14万5,040円

母と子2人 ▲ 月13,140円 (-6.1%)
(30歳代) (小・中学生) 月21万4,710円 ⇒ 月20万1,570円

母と子3人 ▲ 月15,960円 (-6.2%)
(40歳代) (小・中・高校生) 月25万7,040円 ⇒ 月24万1,080円

ひとり親家庭に対する生活扶助と**冬季加算**の削減 (2012年度⇒2015年度)

母と子1人 ▲月7,550円 (-4.8%)
(30歳代) (4歳) 15万7,970円 ⇒ 月15万0,420円

母と子2人 ▲月16,200円 (-7.3%)
(30歳代) (小・中学生) 月22万2,090円 ⇒ 月20万5,890円

母と子3人 ▲月20,410円 (-7.7%)
(40歳代) (小・中・高校生) 月26万4,350円 ⇒ 月24万3,940円
